

西田成希税理士事務所

〒659-0053  
 芦屋市松浜町 6-14-2  
 Tel : 090-7490-7396  
 Fax : 0797-78-6488



# 事務所だより3月号

春寒ようやくゆるむ候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今日は2月18日(土)の日本経済新聞(朝刊)「風見鶏」の記事についてお知らせします。

タイトルは『「正当な差別」などない』です。『首相秘書官の発言をきっかけに、性的少数者(LGBT)への理解を促す法律を作る』過程などが挙げられています。過去にも同様の法律を作る動きはあったようなのですが、与野党の歩み寄りができず、法律はいまだできていません。2021年の法律案では、基本理念『性的思考や性自認を理由とする差別は許されない』について保守層が猛反発し国会への提出ができませんでした(当たり前の基本理念のように思いますが...)。今回は『不当な差別は許されない』と修正するという話です。これについて記事では『「正当な差別」ならば許されるのだろうか』と結んでいます。

これどう思いますか?無責任だと思いませんか?こういう姿勢が今の日本を作ったのではないのでしょうか。帳尻合わせをして、取り敢えず法律を作れば、あとは何とかなるだろう、の考え方が透けています。本当に困っているLGBTの方々を無視しています。

男女雇用機会均等法のように、先に法律を作って、あとから実態に合うように変えていく、その方法があることも認めます。しかし、今回のやり方は、批判逃れ、逃げの姿勢の現れ、そう感じるのは私だけでしょうか。

私たちの知らないところで、上記のようなことが行われています(本当は知っておかないといけないのですが...)。税法では、10月1日から始まる日本版インボイスも問題あります。実務のことを考えず税収を増やすためだけに考えられています。そもそも理解できている事業者

文筆業の方に「宇宙に興味がある」と話したら、本をもらいました。宇宙とか超えてます。算数もできない私、一生かかっても読めそうにないです。^;)。



が少ない。適格請求書の発行・保存にとっても手間がかかる。発行・保存が不適切であれば、法律上消費税を否認なく徴税できる。また、長い目で見れば小規模事業者が取引から排除され、納税資金的にも耐えられず廃業に至る。いつの間にかとんでもないことになっている?!ではないのでしょうか。私は、悪魔の法律だと思っています。事務所だよりや訪問時に説明していますが、これでいいのか、考え込んでしまいます。

また、愚痴になってしまいました。申し訳ありません。新聞を読んで憤りを覚えてしまいました。お許しください。



☆ お知らせ (2023年3月の税務)

期限	項目
3月10日	2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
3月15日	前年分贈与税の申告(申告期間:2月1日から3月15日まで)
	前年分所得税の確定申告(申告期間:2月16日から3月15日まで)
	所得税確定損失申告書の提出
	前年分所得税の総収入金額報告書の提出
	確定申告税額の延納の届出書の提出(延納期限:5月31日)
	個人の青色申告の承認申請(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内)
	個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
3月31日	財産債務調書・国外財産調書の提出(令和4年分。令和5年分以降は6月30日)
	個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
	1月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	7月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>	

## ☆ 日本版インボイス制度～こんなことも起こります～

## ◆ 適格請求書保存方式開始まで約半年

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式が適格請求書保存方式（いわゆる日本版インボイス方式）となります。

適格請求書（日本版インボイス）とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。適格請求書発行事業者となるためには、登録申請手続きを行い、登録を受ける必要があります。登録を受けた事業者には国税庁から登録番号が通知されます。仕入れる側は、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」で請求書等に記載されている登録番号が正しいものであるかどうかの確認ができます。

適格請求書発行事業者の登録については、9月30日までに登録申請を行えば10月1日から適格請求書発行事業者となれるよう改正される予定です。

## ◆ フランチャイズの店舗は事業者が別の者？

コンビニエンスストアなどフランチャイズ方式で展開されている事業は、店舗の事業主はコンビニ本部の会社ではなく、加盟店オーナーの個人事業もしくは法人となります。そのため、適格請求書発行事業者の登録番号も、コンビニ本部の番号ではなく、その店舗の事業主の登録番号となります。フランチャイズ本部の直営店もありますので、その場合は本部の会社名となります。

仕入税額控除の要件となる帳簿の記載事項には、「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」があります。フランチャイズの場合、コンビニチェーン名だけではなく、店舗名までの記載が必要だということになります。この記載誰がするのでしょうか…。これも実務を知らない人が作った法律だという証拠かと思えます。

## ◆ 相手方登録番号の帳簿記載は不要です

仕入税額控除に際しての記帳要件は、令和5年10月1日以降も現在の区分記載請求書等保存方式と同様であり相手方登録番号の記載は不要とされています。よって、経理入力時に登録番号入力阻止ないといけないかの懸念は不要です。

とはいえ、国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトとの登録番号の検証機能を備えた会計ソフトを使っている場合、正しい名称で登録すると実在性の確認もできるので、自社の会計ソフト次第では、入力した方が便利な場合があるかもしれません。

コンビニで残業のお弁当とボールペンを買った場合、現在でも、お弁当は軽減税率の8%、ボールペンは10%、レジ袋も標準税率の10%です。さらに、コンビニにより、金額が内税で記載されているところ（ローソン・ファミリーマート）と外税で記載されているところ（セブンイレブン）があります。処理方法によっては、いちいち電卓をたたいて合計金額を出さないとはいけません。確認と記帳に他のレシートの3倍くらい時間が掛かります。

買い物には便利なコンビニですが、消費税の面から見ると、とても面倒な存在です。

## ☆ 免税事業者との取引継続は4社に1社

インボイス制度開始後の免税事業者との取引について、「経過措置期間にかかわらず継続する」と答えた企業が4社に1社にとどまるとの調査結果を帝国データバンクが公表しました。「取引しない」との回答は7.5%にとどまったものの、「経過措置期間のみ取引する」は24.9%、「取引を続けるかはわからない」は41.5%となっており、免税事業者との取引を見直す企業は今後さらに増えると見られています。

また、免税事業者からの仕入を継続する意向の企業でも、取引条件を従来よりも厳しくする動きが出ています。

調査に協力した三重県の遊技場経営者は、「インボイス制度開始後は、消費税額を織り込んだ金額で取引先を選定する予定だ。免税事業者は取引候補からは除外しない予定であるが、相見積もり上、不利になると思われる」としています。

今年10月のインボイス制度導入を巡っては、日本税理士会連合会をはじめ関係団体からの反発が根強いのが現状です。消費税の納付を免除されている売上高1千万円以下の免税事業者はインボイスを発行できないため、仕入税額控除を利用したい発注者が取引を敬遠する動きが広がるリスクがあるためです。なおインボイスがなくても一定額を仕入税額控除できる経過措置期間は6年間となっています。

## ☆ 閑話休題 ～法人税調査の結果「興信所」～

ずっと、消費税のインボイス制度のお話しでしたので、ここは、ちょっとお休みです。

国税庁が発表した2021年7月～2022年6月の税務調査実績によると、法人税の税務調査で不正1件当たりの不正所得金額が最も多い業種は「情報サービス、興信所」でした。1件当たりの不正所得金額は7,289万円となっています。

同業種は前年度も5位にランクインしていて、コロナ禍によって業績を伸ばしている業界の一つです。その背景には、「テレワークによって自宅にいる時間や自由になる時間が増え、一方で自粛ムードの中でのストレスもあって、浮気に手を出す人が増えた。結果として浮気調査の依頼がコロナ前より多くなっている」（都内の興信所）こともあるそうです。

そのほか、「自動車・同部品卸売」、「鉄鋼製造」、「運輸附带サービス」など、前年にはなかった顔ぶれが並んでいます。

また不正発見割合がもっとも高かった業種は、軽車両やスクーターを使った運送業などを指す「その他の道路貨物運送」の32.8%でした。以下、「医療保険」、「職別土木建築工事」、「土木工事」と続いています。不正の多い業種の常連である「バー・クラブ」はランクインしませんでした。

なお、不正発見割合と不正所得金額の両方で10位以内にランクインしたのは、「化粧品小売」のみでした。